

平成29年度

西栗倉村学び発表の場および役場庁舎議場  
基本設計業務

仕 様 書

西 栗 倉 村

## 第1章 総則

### 第1条(適用範囲)

本仕様書は、西栗倉村が施工する、西栗倉村学び発表の場および役場庁舎議場整備工事に伴う基本設計および実施設計業務に適用する。

### 第2条(業務の目的)

本業務は、地耐力調査・基本設計を行うものである。

### 第3条(業務の場所)

設計予定位置は、岡山県英田郡西栗倉村大字影石33番地とする。

### 第4条(作業計画書の作成)

受託者は、契約後1週間以内に業務計画書および業務工程表を作成し、監督員に内容説明を行い、承諾を得なければならない。

本設計作業のための土地立入申請は、発注者で行うが受託者は、土地立入前及び作業終了後は、速やかに監督員に報告しなければならない。

### 第5条(疑義及びその他)

本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは特に記載していない事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

## 第2章 設計条件

### 第6条(適用する図書)

本業務の設計の基本事項に関しては、「公共建築設計業務委託共通仕様書」(最新版)による。その他定めのない事項については、別途監督員と協議を行い決定するものとする。

### 第7条(設計条件)

#### (1)設計基本条件

- i) 敷地所在地: 岡山県英田郡西栗倉村大字影石 33 番地
- 敷地面積: 約 5,020 m<sup>2</sup>(ゾーン B1・B2 の合計)
- 都市計画区域: 区域外
- 垂直最深積雪量: 0.85m

#### ii) 計画施設概要(別紙現況配置図参照)

別添工事概要書による

#### iii) 建築条件

別添工事概要書による

vi) 全体事業スケジュール

別添工事概要書による

vii) 事業費

別添工事概要書による

viii) 村内産木材の概要と木材利用方針

別添工事概要書による

ix) その他計画条件

下記資料の内容を十分に把握の上、計画にあたること

- (1) 第5次西栗倉村総合振興計画
- (2) 西栗倉村教育振興基本計画
- (3) 西栗倉村内の公共建築物における西栗倉産材等の利用促進に関する方針
- (4) 西栗倉村百年の森林構想
- (5) 西栗倉村環境モデル都市アクションプラン
- (6) 西栗倉村バイオマス産業都市構想

第8条(仕様書・参考文献)

本業務に適用又は準用する仕様書・参考文献等の取扱注意事項は、次のとおりである。

- (1) 設計作業に適用又は準用する仕様書・参考文献等は、下記によるものとする。なお、記載事項で相互に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は、事前に監督員の指示を受けるものとする。
- (2) 仕様書・参考文献等の使用の優先順位は、監督員の指示に従うものとする。

仕様書・参考文献

区分	名称	発行所等
歩掛 数量	公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築工事積算基準の解説(建築・設備)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築工事内訳書標準書式	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築設備数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
設計	建築工事標準詳細図	国土交通省大臣官房官庁営繕部

	建築設備設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
諸経費	公共建築工事積算基準の解説(建築・設備)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
共通仕様書	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部

(3) 木造建築部分については以下の仕様書を参考とする

木造計画・設計基準 (最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部  
木造建築工事標準仕様書(最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

### 第3章 業務仕様

#### 第9条(設計作業項目及び数量等)

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

##### (1) 準備作業

基本となる設計内容及び積算方法等について、監督員と十分な打ち合わせを行うものとする。

##### (2) 業務項目

以下に示す業務及び、業務遂行に当然必要と考えられる付帯業務一式。

##### ① 情報収集

現在所有の既設備品の計測によるとリスト作成、関係機関協議、敷地測量(辺長、面積、地盤高さ等事業執行に必要な測量、調査)、関係部署ヒアリング、オフィス環境整備調査)

##### ② ワークショップ支援

基本設計に住民意見を反映させるために開催する合計4回の住民参加ワークショップ(第一次審査技術提案書に記載内容をベースに、発注担当者と内容を検討して実施する)

##### ③ 施設整備に必要な木材の調達にかかる検討会(合計3回)の開催支援

(村が認める木材コーディネーターならびに村内木材供給事業者との情報共有)

##### ④ 基本設計検討書作成

施設利用計画、建物構成、建物規模、液状化対策方式、浸水対策方式、基礎方式、構造方式、設備方式、デザインイメージ（外観、内観）、内外装グレード、駐車場計画、造成計画、保全計画、事業費概算見積、全体工程、計画内容説明、オフィス環境計画、敷地周囲道路整備計画、防災拠点整備にかかる検討書、サイン配置基本計画（村提供の VI 基本方針に沿った提案とする）  
村が別途進める、地域熱供給システム導入計画との整合性を測りながら施設設計を行う

- ⑤ 基本設計図面等作成  
建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、厨房設備、外構、造成、仮設、解体、既存庁舎改修、保全、ライフサイクルコスト検討書、全体工程表、基本設計内容説明、オフィス環境計画、サイン計画、敷地周囲道路整備計画（進入路車線変更、歩道整備等）、工事工程計画、建設工事に使用する木材の概算数量書（木拾い部材本数での積算とする）
- ⑥ 役場内プロジェクトチーム会議支援（2回）
- ⑦ 基本設計概要書作成
- ⑧ 完成予想図（内観 5ヶ所、外観 5ヶ所、鳥瞰 3ヶ所）作成
- ⑨ 模型作成  
ア 検討模型 全体 S=1/500 程度、  
イ プレゼン模型作成（住民説明用） S=1/200 程度
- ⑩ 地耐力調査  
地盤構成、土の強度特性等把握し、当該工事の基礎設計・実施設計に必要な資料を得る  
調査のタイミングは、打合せによる。  
  
ア 調査の深度及び箇所数  
調査深度  
新庁舎 50m×1か所、35m×3か所  
駐車場等 10m×1か所  
  
イ 調査位置  
詳細は、調査の深度、箇所数及び位置については上記アを基本とする。  
但し、基本設計により変更した場合、発注者担当員と協議し決定するものとする。また、数量の増減が発生した場合は、精算を行う。
- ⑪ オフィス環境整備支援  
  
ア 事前調査（レイアウト調査、文章量調査 他）  
イ 基本計画（条件整理、コンセプト作成 他）  
ウ 基本設計（各エリア標準配置図作成、新規購入備品の検討 他）  
エ 文章量削減計画

#### 第 10 条(設計作業の留意点)

設計作業上、特に留意する点は次のとおりである。

- (1) 設計に当たっては、必要な機能及び安全で所要の耐久性を有する共に、維持管理・施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機によって計算を行う場合は、そのプログラムと使用機種について事前に監督員の承諾を得るものとする。
- (3) 仕様書・参考文献並びに受託者が有する資料等を適用又は準用した場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 数量・金額の積算と端数根拠は、「公共建築工事積算基準」に基づき行うものとする。
- (5) 資材・機材単価は、①建設物価、積算資料 ②製造業者、専門業者の見積価格または定価表の順で単価を採用するものとする。
- (6) 歩掛りは、第8条に示すものを使用するものとする。ただし、これに記載のない場合は、関係団体・協会等が独自に作成している歩掛を使用するものとし、使用するまでに監督員の承諾を得るものとする。
- (7) 下記の条件を配慮し設計するものとする。
  - i) 基本設計を基に設計を進めること
  - ii) 設計業務に当たっては、事業関係者と十分な協議を行うこと
  - iii) 設計段階での協議において、関係者による設計変更を求められた場合は、基本設計に準ずる別案の提示を求める場合がある。
- (8) 本業務において知り得た事項は、信義誠実の原則のもと他に漏らしてはならない。
- (9) その他設計及び積算において、疑義が生じた場合は監督員の指示に従うものとする。
- (10) 当該設計段階では、本村が指定する木材調達に関する専門家との調整を図りながら業務を遂行する。
- (11) 村有林材の伐採に必要な建築部材長を記した部材数量概算書の提出を求める。その時期は、事業工程表の記載時期とする。

### 第4章 打ち合わせ

#### 第 11 条(打合せ協議)

受託者は、下記の作業段階において監督員及び監修者と十分な打合せ協議を行うものとし、その記録は書面に残すものとする。

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| (1)出席者 | 主任技術者及び作業担当者       |
| (2)時 期 | i) 業務着手時           |
|        | ii) 業務中間時          |
|        | iii) 成果品取りまとめ段階    |
|        | iv) その他打合せを必要とするとき |

第5章 成果品

第12条 (成果品)

提出すべき成果品は、以下のものとする。

■基本設計段階 (必要数量は特記なき限り3部とする)

	項目	細目	数量
1	調査業務報告書	第9条(2) ① にある項目に関する報告書	
2	ワークショップ報告書	第9条(2) ② にある項目に関する報告書	
3	木材調達会議報告書	第9条(2) ③ にある項目に関する報告書	
4	基本設計検討書	第9条(2) ④ にある項目に関する報告書	
5	基本設計図面 第9条(2) ⑤にある項目	図面リスト	
		計画概要	
		敷地案内図	
		面積表及び求積図	
		配置図	
		平面図(各階)	
		立面図(各面)	
		断面図	
		工事費概算書	
		その他監督員が必要とする図面	
		構造計画検討書・構造部材調達検討書	
構造部材数量概算書			
6	プロジェクトチーム会議記録	第9条(2) ⑥ にある項目	
7	基本設計概要書	第9条(2) ⑦ にある項目	
8	完成イメージパース	第9条(2) ⑧ にある項目	
9	検討用ボリューム模型	第9条(2) ⑨ にある項目	
10	地耐力調査報告書	第9条(2) ⑩ にある項目	
11	オフィス環境整備計画書	第9条(2) ⑪ にある項目	

第13条 (装丁等)

成果品の装丁等は、下記によるものとする。

- (1) 製本上極力分冊を避け、やむなく分冊を行う場合は内容の区分を配慮して行うものとする。
- (2) 報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。
- (3) 設計書はExcel・Wordデータに設計図はJWW・JWC・SFC・DXFデータにしてDVD・CDRに記録し提出する。

以上